

# 予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

No.162

**【共通】問1** 火災の現場において、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、その区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができるが、現場の状況が著しく危険であると認める場合にその区域から退去を命じる対象となる者として消防法令上正しいものを一つ選びなさい。

- (1) 消防警戒区域内にある消防対象物の居住者
- (2) 消防作業に関係がある電気作業の従事者
- (3) 救護に従事しようとする医師
- (4) 報道に関する業務に従事する者

**【消防設備】問1** 乙種消防設備士が消防法令上遵守しなければならないこととして誤っているものを一つ選びなさい。

- (1) 都道府県知事（総務大臣が指定する市町村長その他の機関を含む。）が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を定められた期間ごとに受講すること。
- (2) 工事整備対象設備等の整備の業務を誠実にを行い、工事対象設備等の質の向上に努めること。
- (3) 工事整備対象設備等の整備に従事するときに、消防設備士免状を携帯すること。
- (4) 政令で定める消防用設備等の工事をしようとするときは、着手しようとする日の10日前までに工事整備対象設備等の種類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出ること。

**【消防設備】問2** 特定小規模施設用自動火災報知設備の感知器を設置する必要がある場所として、消防法令上誤っているものを1つ選びなさい。なお、いずれの選択肢においても、特定小規模施設に該当する防火対象物の天井又は屋根の屋内に面する部分に、有効に火災の発生を感知することができるように設けるものとする。

- (1) 建築基準法第2条第4号に規定する居室
- (2) 床面積が2㎡以上の収容室
- (3) 社会福祉施設の階段
- (4) カラオケボックスの通路

**【防火査察】問1** 消防法（以下「法」という。）に基づく違反処理に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 告発をする場合の違反調査は、実況見分調査等による違反の事実を特定することに加え、構成要件該当性、違法性、有责性について特定することも必要である。
- (1) 消防吏員名で発出した法第5条の3第1項に基づく物件の

除去命令に不服がある場合には、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、当該処分庁の直近上級行政庁である消防長に対して審査請求することができる。

- (3) 何らかの理由により法第17条の4第1項に基づく自動火災報知設備の設置命令の命令書を受命者に直接交付できない場合は、配達証明付き内容証明郵便により送達することも可能である。
- (4) 法第17条の3の3に基づく消防用設備等の点検を長期間実施せず、点検結果を消防署長に報告しない悪質な防火対象物の関係者に対する罰則は、規定違反に対する直接の罰則規定であり、告発で対応する必要がある。

**【防火査察】問2** 消防法（以下「法」という。）第4条に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 個人の住居とは、私生活の営まれる場としての個人のすまいをいい、共同住宅の居室、個人専用住宅等が該当し、個人の住居に立ち入る場合は関係者の承諾を得る必要がある。
- (2) 関係のある者から請求のあったときは証票を提示する必要があり、証票の提示は、その目的から1回の立入につき提示請求権を有する最初の請求者にすればよい。
- (3) 法第4条第1項に規定する立入検査権は、罰則によってその実効性が担保されているが、質問権は正当な理由なくして陳述しない者があっても、罰則で実効性を担保していない。
- (4) 法第4条第4項により立入検査等で知り得た防火対象物の情報等はみだりに漏らしてはならないので、職務上必要な事項として上司に検査結果を報告する場合は、必要最小限にする必要がある。

**【危険物】問1** 次の第4類危険物のうち、水溶性液体に該当するものはいくつあるか。

- |              |          |
|--------------|----------|
| a. アセトン      | b. 酢酸    |
| c. エチレングリコール | d. アクリル酸 |

- (1) 1つ
- (2) 2つ
- (3) 3つ
- (4) 4つ

**【危険物】問2** 貯蔵及び取扱いに関し特別の取扱い基準を必要とする危険物として定められていないものは、次のうちどれか。

- (1) アルキルアルミニウム等
- (2) アセトアルデヒド等
- (3) ニトロ化合物等
- (4) ジエチルエーテル等

**〔警防〕**

問1 答 (2)

解説 タンク火災は、屋根部分の一部破損または全部破損によって消火手段が異なるが、炎上タンク内への泡放射とタンクの冷却を行うことが大切である。

消防司令問題

**〔消防法〕**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 行使できるため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 与えられているため、誤り。  
 (4) 行使できないため、誤り。  
 (5) 行使執行できるため、誤り。

**〔人事管理〕**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 労基法のため、誤り。  
 (2) 正しい。  
 (3) 労基法のため、誤り。  
 (4) 労衛法のため、誤り。  
 (5) 休日及び休暇に関する条例のため、誤り。

**〔地方自治制度〕**

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。  
 (2) 広域連合には、長が入るため、誤り。  
 (3) 広域連合の説明であるため、誤り。  
 (4) 告示も必要なため、誤り。  
 (5) 派遣先も負担することがあるため、誤り。

**〔救急〕**

問1 答 (1)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻318ページ以下に記載のとおり。  
 正しくは、(2)、プロトコールによる事前指示は包括的指示、(3)、患者の安全性を確保する仕組み、(4)、救急救命士を含む、(5)は、参加することもある。

問2 答 (1)、(3)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻877ページ以下に記載のとおり。  
 (1)は、冬季に多い、(3)は、母親が10代の場合に多い、が正しい。

問3 答 (1)

解説 消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)第13条参照。

**〔警防〕**

問1 答 (2)

解説 柱、梁等に鉄骨を使用している建物は、木材を使用している建物より熱に弱く、変形、座屈による倒壊危険がある。

予防技術検定模擬

**〔共通〕**

問1 答 (1)

解説 「消防警戒区域」とは、火災の際、生命又は身体に対する危険を防止するため及び消防活動ひいては火災の調査のため、一定の者以外の者の立ち入り等の禁止、制限等を行う必要のある区域をいう。消防法第28条では、消防警戒区域から退去を命ぜられ、又は当該区域への出入りを禁止若しくは制限されるのは、総務省令で定める者以外の者とされており、消防法施行規則第48条においては、火災の現場の状況に応じ、三段階(通常の場合：同条第1項、現場の状況により通常より制約が必要である場合：同条第2項、現場の状況が著しく危険である場合：同条第3項)に分けて、これらの制約を受けない者の範囲を定めている(逐条解説消防法P795参照)。

- (1) 規則第48条第1項第1号及び同条第3項。消防警戒区域にある消防対象物の居住者については、通常の場合、消防法第25条に規定されている応急消火義務者との関連(消防対象物の居住者は、火災が発生したときは消火若しくは延焼の防止又は人命の救助を行わなければならないとされている。)から、消防活動警戒区域からの退去を命じることができる者に該当しない(消防法逐条解説P796参照)。しかし、消防吏員又は消防団員が現場の状況が著しく危険であると認める場合は、その全部又は一部に対して、退去を命じることができることとされているため、正しい。
- (2) 規則第48条第1項第3号。火災の際には、火災の延焼拡大を防止し、損害を最小限度にとどめるために、一定区域内において電気、ガス等の供給を停止し、水道の給水弁の開閉を行う等の措置が必要となる。そのため、このような活動に従事する者は、三段階のいずれの場合においても消防活動警戒区域からの退去を命じること等ができる者には該当しないため、誤り(消防法逐条解説P796参照)。
- (3) 規則第48条第1項第4号。医師、看護師等で救護に従事しようとする者についても、三段階のいずれの場合においても消防活動警戒区域からの退去を命じること等ができる者には該当しないため、誤り。
- (4) 規則第48条第1項第6号及び同条第3項。報道に関する業務に従事する者については、通常の場合及び現場の状況が著しく危険であると認める場合のいずれの場合も消防活動警戒区域からの退去を命じることがで

きる者には該当しないため、誤り。しかし、同条第2項により、現場の状況により必要があると認める場合は、その全部又は一部に対して、出入りを禁止し、又は制限することができることとされている。なお、災害対策基本法にいう災害にまで発展し、又は発展せんとしている場合には、同法63条により警戒区域を設定することが市町村長に認められており、当該規定は消防法第28条の消防警戒区域の設定より強い権限となっている。この権限を行使するための要件は、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められることである。災害対策基本法に基づく警戒区域を設定した場合は、災害対策に従事する者以外の一切の者の当該区域内への立入り等を禁止又は制限することができることとなり、報道に関する業務に従事する者への退去命令も可能となる(消防法逐条解説P798参照)。

類、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出る義務があるが、乙種消防設備士はそもそも工事を行うことが認められておらず、当該届出義務もない。

## 問2 答 (3)

**解説** 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号。以下「156号省令」という。)第3条第2項第2号。特定小規模施設用自動火災報知設備は、平成18年に長崎県において発生した認知症高齢者グループホーム火災や平成19年に兵庫県において発生したカラオケボックス火災を受けた消防法施行令の改正により、新たに自動火災報知設備が義務付けられることとなった小規模な施設において、消防法施行令第29条の4第1項の規定に基づき、通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として、156号省令等が制定され、その設置が認められたものである(公布日・施行日:平成20年12月26日)。その後、平成24年に広島県において発生したホテル火災や平成25年に福岡県において発生した有床診療所火災を受けて行われた自動火災報知設備の規制強化等に伴い、156号省令が順次改正され、当該設備が設置可能な防火対象物である特定小規模施設の範囲が拡大している。

- (1) 156号省令第3条第2項第2号イ。正しい。
- (2) 156号省令第3条第2項第2号イ。正しい。
- (3) 156号省令第3条第2項第2号ハ。階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するものについては、156号省令第2条第1号イ(1)、ロ(1)及びハに掲げる防火対象物、すなわち、「延べ面積が300㎡未満の令別表第一(2)項ニ(カラオケボックス等)に掲げる防火対象物」、「同表(6)項イ(複合用途防火対象物)に掲げる防火対象物のうち、同表(2)項ニ(カラオケボックス等)の用途に供される部分のみに感知器の設置が求められるもの」及び「同表(6)項イに掲げる防火対象物(同表(5)項イ(民泊等)及びロ(共同住宅等)に掲げる用途以外の用途に供される部分が存せず、かつ、(5)項イに掲げる用途に供される部分の床面積が300㎡未満のものに限る。)のうち、延べ面積が300㎡以上500㎡未満のもの」の内部に設置される場合に限られており、同表(6)項ロ又はハに掲げる防火対象物である社会福祉施設においては階段等に感知器を設置することは法令上義務付けられていないため、誤り。しかし、火災の早期覚知・早期避難の観点からは社会福祉施設においてもこれらの場所に感知器を設置することが望ましいため、その設置を指導している消防本部もある。
- (4) 156号省令第3条第2項第2号ハ。正しい。カラオ

## 【消防設備】

### 問1 答 (4)

**解説** 消防設備士免状の種類は、甲種消防設備士免状と乙種消防設備士免状があり、甲種消防設備士(甲種消防設備士免状の交付を受けている者)は消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事又は整備を行い、乙種消防設備士(乙種消防設備士免状の交付を受けている者)は消防用設備等の整備を行い、その工事又は整備の種類は、消防用設備士免状の種類に応じて総務省令で定められている(消防法第17条の6)。消防設備士免状を交付した都道府県知事は、消防設備士がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているときには、当該消防設備士免状の返納を命じることができる(消防法第17条の7)とされており、免状の返納命令に違反した者には罰則規定(三十万円以下の罰金又は拘留)がある。免状の返納命令に関しては、「消防設備士免状の返納に関する運用について」(平成12年消防予第67号)により運用基準が示されているので、当該設問の選択肢以外で消防設備士が遵守しなければならないことについては、本通知を参照されたい。

- (1) 消防法第17条の10。正しい。講習を受けなければならないのは消防設備士であり、甲種消防設備士及び乙種消防設備士のどちらにも講習の受講義務がある。消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に講習を受け、当該講習を受けた後も同様にそれ以後における最初の4月1日から5年以内ごとに講習を受けなければならない(規則第33条の17)。
- (2) 消防法第17条の12。正しい。
- (3) 消防法第17条の13。正しい。
- (4) 消防法第17条の14。甲種消防設備士は、政令で定める消防用設備等の工事をしようとするときは、着手しようとする日の10日前までに工事整備対象設備等の種

ケボックスについては、156号省令第2条第1号イ(1)又はロ(1)に該当することから、前述のとおり、感知器を設置する必要がある。

**〔防火査察〕**

問1 答 (2)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (2) 審査請求の期間は、法第5条の4によりこの命令を受けた日の翌日から起算して30日以内であり、審査請求先は、行政不服審査法第4条により当該処分庁の最上級行政庁である市町村長(東京消防庁管内は都知事)であるので、誤り。  
 (3) 違反処理マニュアルにより正しい。  
 (4) 法第44条第1項及び違反処理マニュアルにより正しい。

問2 答 (4)

- 解説 (1) 立入検査マニュアルにより適当。  
 (2) 立入検査マニュアルにより適当。  
 (3) 法及び立入検査マニュアルにより適当。  
 (4) 法及び立入検査マニュアルにより、法第4条第4項に規定する「みだりに」とは、「正当理由なくして」という意味であり、職務上必要な事項として上司に検査結果を報告することは、「正当な理由がある」と考えられ、当該規定は適用されないため、不適当。

**〔危険物〕**

問1 答 (4)

解説 アセトン(CH<sub>3</sub>COCH<sub>3</sub> 第1石油類)、酢酸(C<sub>2</sub>H<sub>3</sub>COOH 第2石油類)、エチレングリコール(CH

2(OH)CH<sub>2</sub>(OH) 第3石油類)、アクリル酸(CH<sub>2</sub>=CHCOOH 第2石油類)は、いずれも代表的な水溶性液体(1気圧において、温度20℃で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合物が均一な外観を維持するもの)の危険物であり、その指定数量は同じ品名の非水溶性液体に該当するものと比較して2倍とされている。

問2 答 (3)

解説 その危険性から特別な安全対策を要する危険物については、位置、構造及び設備の基準と同様、貯蔵及び取扱いの基準についてもその性質に応じた基準が付加されている(令第26条第2項、第27条第7項、規則第40条の3及び第40条の9参照)。

**〈お詫びと訂正〉**

本誌2021年11月号136ページ掲載の「予防技術検定模擬テストNo.161」の「防火査察」問1の表において誤りがありました(表の(5)の欄は不要でした)。お詫びして、下記のように訂正致します。

(編集局)

表の(5)の欄は削除してください。

(5)	法第8条第4項(消防署長)	防火管理者を選任すべき防火対象物において、防火管理者の行うべき防火管理上の必要な業務が、法令の規定に従って行われていないこと。	防火対象物の関係者で権原を有する者	有
-----	---------------	---	-------------------	---

KSS 近代消防新書 019

今こそ、問われる  
**地域防災力**  
 —消防団と自主防災組織の連携—

■後藤 一蔵 著 新書判/200頁 定価 1,210円(税込)

- 災害大国と言われる我が国では、地域防災力の強化において、大きくクローズアップされているのが、消防団と自主防災組織の連携のあり方である。
- 地域防災のプロ：消防団と、地域防災組織との連携こそが防災の要である。



主な目次

はじめに

序章 流域に位置する自主防災組織の連携—宮城県美里町青生地域—  
 ○自主防災組織の成立/合同防災訓練の開催/ほか

第1章 自主防災組織の誕生と現状  
 ○自主防災組織の災害対応力/ほか

第2章 消防団と自主防災組織の実態  
 ○消防団員数と自主防災組織の組織率の推移/ほか

第3章 消防団と自主防災組織の距離感  
 ○消防団と自主防災組織の連携のはじまり/ほか

第4章 地震災害における連携  
 ○宮城県沖地震の発生と仙台市の対応/ほか

第5章 東日本大震災直後の消防団と自主防災組織の動向  
 ○東日本大震災の発生/消防団対応に対する新たな動き/ほか

第6章 東日本大震災直後の地区住民の動向—宮城県東松島市—  
 ○津波の予測と避難行動の始まり/ほか

第7章 消防団基本法の制定と連携のあり方  
 ○消防団基本法の制定と理念/ほか

第8章 消防団の新たな可能性奈良市消防団  
 ○奈良市消防団・DMAT・DPAT合同訓練/ほか